

誕生！ 都城市PRROJ

都 城

2014

作品に込められた思い

今春、初めての都城。肌寒い季節のはずが燦々と輝く太陽、澄んだ空気、遠くまで続く空、清らかな水、誇らしげにそびえる高千穂峰、文化レベルの高い街並、心ある人々。

悠久の歴史のなか、高千穂の裾野、霧島と豊かな自然にまもられる都城には、日本の神話のはじまりの頃から人が暮らし、綿々と受け継がれてきた国づくりの誇りと記憶を感じました。

その印象を以て、この書「都城」には、「風光り、水澄む、悠久の都城」をイメージしました。

書を生み出すのは私の仕事です。次に都城市の皆様が、この書を使い、全国、世界、そして未来に向けて、次の何かにつなげて頂けることを楽しみにしています。

高千穂峰のように、未永く皆様と共に有ってほしいと心から願っています。

12月からの都城島津邸における展覧会では現在、都城とコラボレーションした新作の制作をひとつずつ丁寧に続けています。こちらこそぜひ、楽しみにしてください。

紫舟

平成28年1月に新市誕生10周年を迎えるのに先立ち、「都城市」の名前をこれまで以上に、対外的にPRしようと、著名な書家「紫舟」さんに制作を依頼していたPRロゴが、このほど完成しました。

今回の特集では、7月24日に総合文化ホールで行ったPRロゴ発表式典の様と、マーケティングコンサルタントの西川りゅうじんさんを招いて開催したトークセッションについて紹介します。

◎問い合わせ 総合政策課 ☎23-12115

PRロゴの役割

「都城市」を全国の人に知ってもらうことで、観光や企業誘致の面で有利に働き、都城産のものが販売しやすくなるなど、さまざまな効果を及ぼすことができます。

今後、市では、PRロゴをパンフレットやポスターで活用するなど効果的な方法で、「都城」を対外的に知ってもらうための取り組みを進めていきます。

PRロゴに込められた思い

紫舟さんは、PRロゴの制作に当たり、文化や歴史、街並みなどから本市を「風光り、水澄む、悠

久の都」とイメージしました。式典では「誕生したPRロゴをさまざまな方法で活用して、市民の皆さんが誇りに思う霧島山のように、長く愛されることを期待します」と、PRロゴに込めた思いを話していました。

パフォーマンス「都城の誇り」

今回のPRロゴ発表式典では、紫舟さんが書「都城の誇り」の制作パフォーマンスを披露。

津軽三味線石井流家元の石井秀彦さん(安久町)の力強い演奏に合わせて、紫舟さんが感性あふれる表現で作品を書き上げると、会場からは盛大な拍手が沸き起こりました。

都城PRアドバイザーを委嘱

PRロゴの誕生に合わせて、市では、紫舟さんと西川りゅうじんさんに都城PRアドバイザーを委嘱。これまでの経験や知識を生かして、今後の市のPR事業への協力を依頼しました。



都城の宝と魅力の生かし方

「都城が勝ち残る方法とは」発表式典に合わせて開催したトークセッションでは、PRロゴの活用方法などについて、制作者の紫舟さんに加え、マーケティングコンサルタントの西川りゅうじんさんと、池田市長が熱く意見を交わしました。

●PRの必要性

今後、人口が減少し、国内経済規模が縮小していきます。そのような状況の下、都城が勝ち残っていくためには、積極的なPRが必要で、企業が持っているロゴも、繰り返し使われたことで、私たちは、そのロゴを見るだけで、どの企業のものだと分かります。

今回誕生した「PRロゴ」や、みやこんじょ大使「ぼんちくん」を繰り返し活用することで、「都城」の認知度は高まります。

●都城が勝ち残る方法

都城にはたくさん「良いもの」があります。例えば、都城は牛肉と豚肉、鶏肉の産出額が全国1位であり、焼酎の出荷額日本一の企業もあります。

しかし、市民の皆さんは、それが「当たり前」でその価値に気付いていない場合があります。

都城が生き残っていくためには、まず、市民の皆さんに都城のことを再認識してもらい、愛着を持ってもらうことが重要です。



そして、市民の皆さんと市が一体となって、市の「魅力」を発信していくことが求められています。

プロフィール

●紫舟さん(書家)

「書」を中心に、書画や立体造形、インタラクティブアートなど幅広く手掛け、日本の思想や伝統文化を、全く新しい表現で世界に発信。伊勢神宮第62回式年遷宮「祝賀遷宮」などを手掛けました。

●西川りゅうじんさん

(マーケティングコンサルタント)

日本全国で、産業と地域の元氣化に手腕を発揮。「ウォークマン」や「六本木ヒルズ」、奈良県の「せんとかん」などの仕掛人として知られ、国の各種委員も歴任しています。

野村副市長（総括担当）は6月30日をもって退任

児玉副市長は 事業担当から総括担当へ



総括担当副市長 児玉 宏紀

プロフィール

熊本大学卒業。昭和50年7月宮崎県庁に入庁。平成22年4月県土整備部長。24年3月退職。25年4月本市副市長（事業担当）就任。
※宮崎市佐土原町出身



事業担当副市長 岩崎 透

プロフィール

熊本大学卒業。昭和52年5月都城市役所に入庁。平成22年4月企画部長。24年3月退職。24年4月都城市社会福祉協議会本所長。
※甲斐元町出身

■市民の皆さんへ

7月から総括担当副市長を拝命いたしました。

市民生活を取り巻く環境が大きく様変わりする中、情勢を的確にとらえ、将来を見据えた着実な行政運営が求められています。

今後も引き続き、国や県とのパイプを最大限に生かし、池田市長の目指す「笑顔あふれるまち」スマイルシティ都城」の実現に向けて全力で取り組んで参ります。

■市民の皆さんへ

このたび、事業担当副市長を拝命いたしました。光栄であると同時に、その重責に身の引き締まる思いです。

地方への権限移譲とともに、行政に対する需要は、近年ますます複雑かつ多様化しています。

35年間培った市役所経験を最大限に生かし、池田市長の下で、市民の皆様のご期待にお応えできるよう全力で取り組んで参ります。

岩崎副市長が新たに就任

みどりと景観のまちづくり

市では、本市が持つ自然や歴史に培われた魅力を高めていくための取り組みを進めています。

◎問い合わせ

都市計画課 ☎23-12762

まずは身近なところから みんなで取り組みましょう

みんなが景観づくりの主役

景観は、市民や事業者、行政などの関わりの中で育まれます。みんなが主役の景観づくりに、積極的に取り組みましょう。

美しい環境を保つ

美しい景観をつくるため、屋外の不要品を片付けたり、樹木や草花を植えましょう。

調和のとれた「まちなみ」をつくる

家屋や工場、店舗など、周辺の「まちなみ」との調和に配慮しましょう。

景観資源を生かす

地域のシンボルとなっている神社や石垣、樹木や祭りなどは、伝

統や歴史との結び付きが深く、地域の魅力を高める景観資源です。魅力あるまちづくりに景観資源を生かしましょう。

4月1日から景観条例の届出内容が変わりました

景観法の定めにより、次に該当する場合は行為着手の30日前までに届け出が必要です。詳しくは、市のホームページで確認ください。

届出対象となる規模

	市街地区域以外の地域 (自然・田園区域)	市街地区域 (旧都城市の用途地域)
建築物の建築など	高さ10m以上または延床面積500㎡以上	高さ12m以上または延床面積1,000㎡以上
工作物の建設など	高さ6m以上（建築物と一体となった設置される場合については高さ12m以上）	
開発行為	開発区域面積1,000㎡以上	
屋外における物件の堆積	堆積を行う区域の敷地面積が500㎡以上かつ堆積高さが1.5mを超えるもの かつ堆積期間が6カ月を超えるもの	

地域包括支援センターが あなたの支えになります

地域包括支援センターは、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、介護や福祉、健康、医療など、さまざまな面から高齢者やその家族を支えています。これからも、高齢者の皆さんの生活をサポートしていきますので、気軽に相談ください。

◎ 問い合わせ 介護保険課 ☎23-3184

専門の職員が相談に応じます

市では、市内を7つの圏域に分け、それぞれの圏域に地域包括支援センターを設置しています。

同センターでは、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員、介護予防事業担当職員を配置して、

高齢者の支援を行っています。それぞれが、専門分野のみの仕事を行うのではなく、互いに連携を取りながら「チーム」として、高齢者やその家族を総合的に支えています。

介護予防を推進します

同センターでは、地域の人たちが集まる場所へ出向いて、血圧測定や健康体操、頭の体操などを行い、皆さんの健康づくりを支援しています。いつまでも元気で暮らせるように、気軽に参加ください。

高齢者の権利を守ります

高齢者が安心して生き生きと暮らすため、高齢者の人権や財産権など、さまざまな権利を守ります。また、成年後見制度の紹介や高齢者虐待の早期発見に努め、悪質な訪問販売による被害などの防止にも努めています。

適切なサービスの提供を支援します

適切なサービスを提供するため、仲介的な役割を担っているケアマネジャーに、助言や支援を行っています。また、医療機関を含めた地域の関係機関とのネットワーク作りを力を入れています。



さまざまな相談を受け付けます
平成26年7月1日現在、本市の65歳以上の人口は46,989人、高齢化率は27.7%です。今後、高齢化はますます進行すると見込まれています。

同センターでは、総合相談窓口として、高齢者をはじめ、その家族や近所に住んでいる人からの相談にも応じています。介護や福祉、健康、医療に関する相談に加え、内容に応じて、関係機関などと連携し、必要なサービスや利用可能な制度の活用を支援し、「チーム」で、問題の解決に努めます。

また、相談を受け付けるだけではなく、高齢者の所在や生活状況の把握や見守りのため、地域を巡回訪問しています。自宅を訪問した際は、気軽に相談ください。

市内の 地域包括支援センター	
姫城・中郷地区地域包括支援センター	上町17街区20号 ☎26-8339
妻ヶ丘・小松原地区地域包括支援センター	平江町2街区13号 ☎23-9712
五十市・横市地区地域包括支援センター	久保原町10街区20号 ☎57-6767
祝吉・沖水地区地域包括支援センター	祝吉町5055番地5 ミラ・クレイン102号 ☎26-4212
志和池・庄内・西岳地区 地域包括支援センター	庄内町8160番地3 ☎45-4180
山之口・高城地区地域包括支援センター	山之口町花木2005番地（山之口総合支所内）☎29-1682
山田・高崎地区地域包括支援センター	高崎町大牟田1150番地1（高崎総合支所内）☎45-8411

地域包括支援センターの業務実績
(平成25年度)

